

## 第40回全国都市緑化仙台フェア企業等協賛要綱

(令和4年7月26日 第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会事務局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第40回全国都市緑化仙台フェア（以下「フェア」という。）の趣旨に賛同する企業、その他団体等（以下「企業等」という。）が、フェアに協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛の定義)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 一般協賛

ア 資金協賛

フェアの実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供すること

イ 物品・資材・施設等協賛

フェアの実施に要する物品や資材・施設等（以下「協賛物品等」という。）を提供、又は無償で貸与すること

ウ 広報宣伝協賛

企業等が所有する広報媒体による広報宣伝又は有料広告物等による広報宣伝（以下、「広報宣伝等」という。）を提供すること

エ 催事協賛

フェアの魅力を向上させ、集客に寄与する催事や、修景物・造作物（以下「催事等」という。）等を提供すること

オ 役務協賛

フェアの実施に要する会場設営や運営等における役務（以下「役務等」という。）を提供すること

(2) 新事業協賛

前号に定める一般協賛に加え、所定額の協賛金及び次に掲げる事業（以下「新事業等」という。）を提供することをいう。

ア 仙台市の行政課題の解決に資する事業

イ 花や緑、公園等を活用した新たなライフスタイルを提供・発信できる事業

ウ 杜の都の価値向上に資する事業

エ SDGsの達成に貢献する事業

オ その他会長が適当と認めた事業

(協賛の内容および条件)

第3条 前条第1項第1号のイに掲げる協賛物品等の内容及び条件等は、次の各号のとおりと

する。

- (1) 協賛物品等の仕様、デザイン等については、会場全体の調和を図るため、企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
  - (2) 協賛物品等の搬入、機材等の初期設定を含む据付け（以下「据付け」という。）、撤去及び処分については、次のとおりとする。
    - ア 協賛物品等を提供する場合は、原則として、搬入及び据付けは企業等が行い、撤去及び処分は実行委員会が行うものとする。
    - イ 協賛物品等を貸与する場合は、原則として撤去等についても企業等が行うものとする。
  - (3) 協賛物品等の搬入又は据付けの時期・場所並びに撤去又は処分の時期は、実行委員会が決定するものとする。ただし、実行委員会は、企業等の意向に配慮するものとする。
  - (4) 協賛物品等の管理は、実行委員会が行うものとする。ただし、特殊な協賛物品等の管理方法については、企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
  - (5) 提供又は貸与される協賛物品等に瑕疵があったときは、企業等が修復を行うものとする。
  - (6) 貸与される協賛物品等に係る貸与期間中における修繕および貸与期間終了後の返還等に関する取り扱いについては、企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
  - (7) 協賛物品等には、企業等の名称を表示することができるものとする。
- 2 前条第1項第1号のウに規定する広報宣伝等の具体的な内容および条件等は、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
  - 3 前条第1項第1号のエに規定する催事等の具体的な内容および条件等は、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。なお、提供する催事等の名称には、催事等を提供する企業等の名称を表示することができることとする。
  - 4 前条第1項第1号のオに規定する役務等の具体的な内容および条件等は、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
  - 5 前条第1項第2号に規定する新事業等の具体的な内容および条件等は、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。なお、提供する新事業等の名称には、新事業等を提供する企業等の名称を表示できるものとする。
  - 6 前条第1項第2号に規定する新事業協賛は、前条第1項第1号に掲げる一般協賛のいずれかに協賛した場合のみ申し込みができるものとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し出る企業等は、本要綱において規定する全ての事項について承諾の上、予め第40回全国都市緑化仙台フェア協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会へ提出するものとする。ただし、物品・資材・施設等協賛、広報宣伝協賛、催事協賛、役務協賛及び新事業協賛の場合は、協賛内容が確認できる企画書・仕様書・見積書等を

添付するものとする。

- 2 実行委員会は、前項に規定する申込を行った企業等が第14条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないと認めるときは、第40回全国都市緑化仙台フェア協賛申込受理書兼協賛金ご請求書（様式第2号。以下「受理書」という。）により協賛申込を受理した旨について企業等に通知するものとする。

（協賛金の受領等）

第5条 第2条第1項第1号のアに規定する資金協賛を行う企業等は、前条第2項による通知を受理した後、実行委員会が指定する口座に協賛金を振り込むものとする。

- 2 実行委員会は、指定する口座への協賛金の納入を確認した後、資金協賛を行った企業等に対して第40回全国都市緑化仙台フェア協賛受領書（様式第3号。以下「受領書」という。）を交付するものとする。

（協賛物品等の受領等）

第6条 第2条第1項第1号のイに規定する物品・資材・施設等協賛を行う企業等は、第4条第2項による通知を受理した後、実行委員会が指定する方法により、協賛物品等を納入するものとする。

- 2 実行委員会は、指定の方法による協賛物品等の納入を確認した後、物品・資材・施設等協賛を行った企業等に対して受領書を交付するものとする。

（広報宣伝協賛の受領等）

第7条 第2条第1項第1号のウに規定する広報宣伝協賛を行う企業等は、第4条第2項による通知を受理した後、実行委員会が指定する方法により、広報宣伝等の実施報告書を成果品として納入するものとする。

- 2 実行委員会は、指定の方法による広報宣伝等の成果品を確認した後、広報宣伝協賛を行った企業等に対して受領書を交付するものとする。

（催事協賛の受領等）

第8条 第2条第1項第1号のエに規定する催事協賛を行う企業等は、第4条第2項による通知を受理した後、実行委員会が認めた催事等の実施報告書を成果品として納入するものとする。

- 2 実行委員会は、催事等の成果品を確認した後、催事協賛を行った企業等に対して受領書を交付するものとする。

（役務協賛の受領等）

第9条 第2条第1項第1号のオに規定する役務協賛を行う企業等は、第4条第2項による通知を受理した後、役務等の実施報告書を成果品として納入するものとする。

2 実行委員会は、役務等の成果品を確認した後、催事協賛を行った企業等に対して受領書を交付するものとする。

(新事業協賛の受領等)

第10条 第2条第1項第2号に規定する新事業協賛を行う企業等は、第4条第2項による通知を受領した後、新事業等の実施報告書を成果品として納入するものとする。

2 実行委員会は、新事業等の成果品を確認した後、催事協賛を行った企業等に対して受領書を交付するものとする。

(協賛特典)

第11条 実行委員会は、第4条第2項の規定により協賛申込を受領した企業等について、協賛金の額又は協賛金以外の協賛方法による場合は、協賛するために要した費用相当額(金銭換算相当額)を精査の上、受理書により別表の(1)および(2)に応じた協賛特典を付与するものとする。

2 実行委員会は、同条第1項に規定する協賛特典の外に、必要に応じて、別の特典を追加できるものとする。

(協賛金の使途)

第12条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

- (1) フェアを広く周知するために要する経費
- (2) フェアの実施に要する経費
- (3) その他フェアの開催に付随する経費で必要と認められるもの

(特典譲渡の禁止)

第13条 企業等は提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により実行委員会の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協賛申込の不受理等)

第14条 実行委員会は、協賛を申し出た企業等が、次の各号のいずれかに該当するときは、申込書を不受理とし、直ちに第40回全国都市緑化仙台フェア協賛申込不受理書(様式第4号)により協賛を申し出た企業等に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき
- (2) 役員等(協賛を申し出た企業等が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの申込をする事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)。(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい

う。)であると認められるとき

- (3) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき
- (8) フェアの開催理念等の趣旨に反し、又はフェアの品位を損ない、あるいはフェアの正しい理解を妨げるおそれがあるとき
- (9) その他実行委員会が不相当と判断するとき

2 実行委員会は、第4条第2項による協賛の申込を受理された企業等が、その後、前項各号に該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、直ちに第40回全国都市緑化仙台フェア協賛申込取消書兼返戻通知書(様式第5号)により協賛を行った企業等に対しその旨を通知するとともに、受領済の協賛金等を返戻するものとする。

3 協賛を申し出た企業等は、第1項の規定による協賛申込の不受理又は前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することができない。

(中止)

第15条 社会情勢の著しい変化、大規模災害またはその他やむを得ない事情により、フェアの会期前および会期中を問わず、フェアを中止する場合の協賛金の取り扱いについては、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は令和4年7月26日から施行する。

別表（第11条関係）

（1）一般協賛特典

協賛ランク名称		協賛ランク						サポーター
		ダイヤモンド	プラチナ	ゴールド	シルバー	ブロンズ	パートナー	
協賛金額		1,000万円以上	500万円以上	300万円以上	100万円以上	50万円以上	10万円以上	1口3万円
ア	会場内エリアへの提供社名表示	○	○	—	—	—	—	—
イ	イベントステージへの社名掲出	○ ※ロゴ大	○ ※ロゴ中	○ ※ロゴ小	—	—	—	—
ウ	協賛社一覧ボードへの社名掲出	○ ※ロゴ特大	○ ※ロゴ大	○ ※ロゴ中	○ ※ロゴ小	○ ※統一テキスト	○ ※統一テキスト	—
エ	ガイドブックへの広告掲載	○ ※枠大	○ ※枠中	○ ※枠小	—	—	—	—
オ	ガイドブックへの社名掲載	○ ※ロゴ大	○ ※ロゴ中	○ ※ロゴ小	○ ※統一テキスト	○ ※統一テキスト	—	—
カ	チラシ・ポスターへの社名掲載	○ ※ロゴ大	○ ※ロゴ小	○ ※ロゴ小	—	—	—	—
キ	仙台フェア公式HPへの社名掲載	○ ※リンク バナー特大	○ ※リンク バナー大	○ ※リンク バナー中	○ ※リンク バナー小	○ ※統一テキスト	○ ※統一テキスト	○ ※統一テキスト
ク	仙台フェア公式記録誌への社名掲載	○ ※ロゴ大	○ ※ロゴ中	○ ※ロゴ小	○ ※統一テキスト	○ ※統一テキスト	○ ※統一テキスト	○ ※統一テキスト
ケ	仙台フェア公式記録誌の贈呈	○	○	○	○	○	○	○
コ	イベントステージへの出演権利	○	○	○	—	—	—	—

サ	出展（店） ブースの提供	○	○	○	○	-	-	-
シ	スポンサー呼 称権	○	○	○	○	○	○	○
ス	マスコットキ ャラクター使 用権	○	○	○	○	-	-	-
セ	開・閉会式へ の招待	○	○	○	○	-	-	-

(2) 新事業協賛特典

区分	協賛金額	内容
-	50万円	1 フェア会場を活用した実証実験、テストマーケ ティング等の実施